令和7年度　保育所等利用判定基準表

選考指数は、基本指数　＋　調整指数　の合計となります。
基本指数は、父親・母親それぞれの状況の合計となります。
調整指数は、児童や保護者の状況、家庭の状況により該当のものすべてが適用となります。
※No27からNo29は、父母それぞれに適用となります。
※転園の申し込みは、基本指数のみでの選考となり、調整指数はつきません。

基本指数

No	類型	中分類	小分類	保育の必要量	指数
1	就労	常勤・パート・自営業	月20日以上、160時間以上	保育標準時間	25
2		常勤・パート・自営業	月20日以上、140時間以上	保育標準時間	24
3		常勤・パート・自営業	月20日以上、120時間以上	保育標準時間	23
4		常勤・パート・自営業	月20日以上、100時間以上	保育短時間	22
5		常勤・パート・自営業	月20日以上、80時間以上	保育短時間	21
6		常勤・パート・自営業	月20日以上、60時間以上	保育短時間	18
7		常勤・パート・自営業	月15日以上、105時間以上	保育短時間	20
8		常勤・パート・自営業	月15日以上、90時間以上	保育短時間	19
9		常勤・パート・自営業	月15日以上、75時間以上	保育短時間	17
10		常勤・パート・自営業	月15日以上、60時間以上	保育短時間	16
11	就学	就学	月60時間以上の就学（通信制を除く大学、専門学校、職業訓練校等）	保育標準時間	20
12		就学	月60時間以上の就学（通信制の場合）	保育短時間	13
13	妊娠・出産	出産	出産（予定）日の前後8週に属する月	保育標準時間	24
14	疾病・負傷等	入院・常時臥床	入院または入院に相当する治療や常時臥床で保育が困難	保育標準時間	25
15		通院・自宅療養	通院加療など常に安静が必要なため保育が困難	保育標準時間	22
16		通院・自宅療養	上記以外で通院・自宅療養等により保育が困難	保育標準時間	16
17		心身障害	重度障害者（身体障害1、2級程度・精神障害1級程度・療育手帳A1、A2程度）	保育標準時間	25
18		心身障害	中度障害者（身体障害3、4級程度・精神障害2、3級程度・療育手帳B1、B2程度）	保育標準時間	18
19	病人の看護等	入院付添い・常時臥床（看護）	入院付添い（常時看護）	保育標準時間	23
20		通院付添い・自宅療養（看護）	No.19及びNo.21～23以外の通院付添いや自宅療養等による看護	保育標準時間	13
21		心身障害・介護	親族の重度障害者（No.17に準ずる）や要介護認定3・4・5相当の介護に当たる	保育標準時間	21
22		心身障害・介護	親族の中度障害者（No.18に準ずる）や要介護認定1・2相当の介護に当たる	保育標準時間	15
23		介護	親族の要支援相当の介護に当たる	保育標準時間	11
24	求職中	求職中	就労先を探している	保育短時間	1
25		求職中	保育所入所後探す・現在、探していない	保育短時間	1
26		求職中	ひとり親の場合で、保護者が求職中	保育短時間	13
27	家庭の災害	家庭の災害	災害による居宅の破損・復旧	保育標準時間	35
28	転園	転園	転園	保育標準時間	0
29		転園	転居・勤務先変更・兄弟同一園を希望する転園	保育標準時間	7

令和7年度　調整指数

No.	項目	指数
1-1	現在、産休・育休・介護休業を取得している方が、休暇終了に伴い職場復帰をするための申込みをする場合　※注1	6
1-2	産休・育休・介護休業の終了に伴い申込みを行い、入所に至っていないがすでに職場に復帰している場合　※注2	3
2	生活保護世帯	10
3	母親、父親の不在（離婚、離婚調停、死亡、失踪、未婚）	35
4	母親、父親の不在（離婚を前提とした別居）	10
5	母親、父親が不在（離婚、離婚調停、離婚前提別居、死亡、失踪、未婚、単身赴任）である世帯で、同一敷地内に祖父母が住んでいない　※注3	3
6	保育要件が疾病・負傷等で保護者が「精神性疾患」	3
7	児童が障害児（身体・知的）の場合（同居兄弟含）	4
8	兄弟で申請中の場合	4
9	認可保育所等に在園中の児童（2号・3号認定の利用に限る）が既にいる	5
10	対象の認可外保育施設を月極・一時保育（月60時間以上）で利用している、または、認可保育所の一時保育（月60時間以上）を利用している（育休中は除く）　※注4	6
11	市内の小規模保育事業を卒園で、保育所を希望している	6
12	保育要件（就労・就学・疾病・介護に限る）のうち、複数の要件が認められる	2
13	保護者が小田原市内の認可保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業に保育士等として勤務している（認可外及び市外保育所は対象外）　※注5	30
14	保護者が小田原市内の認可外保育施設（企業主導型に限る）に保育士として勤務している　※注5	10
15	保護者が小田原市内の医療機関に看護師として勤務している　※注5	2
16	関係機関から要保護児童である旨の通知を受けている　※注6	50
17	保育所閉園による転園希望	70
18	児童が医療的ケア児の場合	70
19	就学前に保育所卒園年齢を迎え、同法人の施設のみを希望している場合　※注7	60
20	▲就労時間に対して、実績が不足している	-2
21	▲保育料を3か月以上滞納している児童がいる	-30
22	▲入所が内定した後、やむを得ない理由なく辞退（内定辞退後、入所が決定するまで適用）※注8	-60
23	▲保育所入所（入所希望）児童以外の就学前児童が、保育所等やその他の施設に入所（入所希望）及び在籍していない	-5
24	▲小田原市外居住者（ただし、保護者が小田原市内の認可保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業に保育士等として勤務している場合は除く）	-60
25	▲「保育要件」を確認する書類の未提出や「誓約書に対する署名」が未記入	-70

※注1 入所選考の対象月の前月末日時点（例：6月の入所者を選考する場合は5月31日）で休業期間から復帰している場合（就労証明書で判断）は既に職場復帰しているものとし、No.1-2が適用されます。ただし、就労証明書の備考欄などに『保育所に入所できなかった場合、令和〇年〇月〇日まで育児休業を延長し、保育所に入所でき次第、育児休業を切り上げて復帰』と証明されているなどにより6点の加点が継続する場合があります。

※注2 前月の入所選考までNo.1-1が適用されていた場合に限り、No.1-2に切り替わって適用されます。

※注3 同じマンション・アパートで別々の棟・号・室、2世帯住宅、同一敷地だが別々の建物に居住している場合は、加点の対象外とします。

※注4 対象となる認可外保育施設は、県に届出がされており一般の方が利用可能な施設、または、国の助成制度（企業主導型保育事業）を活用して設置された施設です。

※注5 No.13～15が重複する場合、いずれか高い指数が適用されます。（重複不可）
また、原則として保育要件が「就労」の場合のみ対象となります。

※注6 “関係機関”とは、「児童相談所」および「要保護児童対策地域協議会を構成する機関」のことをいい、里親に関する通知も加点対象とします。

※注7 令和7年度4月申請のみ有効

※注8 “入所が決定するまで“とは、内定辞退後の申込みから次年度（令和8年度）3月までとします。